

## 避難小屋の維持管理に関する覚書

栃木県北環境森林事務所長（以下「甲」という。）と那須山岳救助隊隊長（以下「乙」という。）は、甲の管理する避難小屋（以下「施設」という。）の維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、日光国立公園における公園利用者の安全性の確保と利便性の向上に資するため、甲の管理する施設について、甲乙協力して維持管理作業（以下「作業」という）を行うことを目的とする。

### （対象施設の位置及び名称）

第2条 作業の対象施設は、下記とする。

- （1） 栃木県那須郡那須町大字湯本 峰の茶屋跡避難小屋
- （2） 栃木県那須郡那須町大字湯本 那須岳避難小屋

### （ボランティア活動）

第3条 乙は、ボランティア活動として対象施設の作業を実施することとする。

### （作業の内容）

第4条 乙の行う作業の内容は、施設の維持管理並びに清掃とする。

### （資材の調達）

第5条 甲は施設の維持管理のため必要な資材を調達する。

### （自己の責任）

第6条 甲は、乙の作業中における事故に対しては、責任を負わないものとする。

### （覚書の変更及び解除）

第7条 甲及び乙は、やむを得ない事由がある場合は協議の上、この覚書を変更又は解除することができるものとする。

### （有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更または覚書を継続しない旨の申し出が無いときは、この覚書は、同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

### （その他）

第9条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結の証として、この証書2通を作成し双方署名の上、各自1通を保有する。

平成30（2018）年11月8日

甲 栃木県大田原市中央1丁目9番9号  
栃木県  
栃木県北環境森林事務所

所 長

菊地真一

乙 栃木県那須郡那須町寺子乙3918-49  
那須山岳救助隊

隊 長

高根沢修二